

文教委員会会議記録

文教委員会副委員長 高橋 こうすけ

1 日時

令和7年3月19日（水）

午前10時0分～午後2時6分

（休憩 午前10時50分～午前10時55分、午前11時55分～午後1時1分）

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

上原康樹委員長、高橋こうすけ副委員長、関根敏伸委員、小西和子委員、
岩崎友一委員、川村伸浩委員、工藤大輔委員、飯澤匡委員、斉藤信委員、
小林正信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

堀合担当書記、佐々木担当書記、久保併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

（1）文化スポーツ部

小原文化スポーツ部長、新沼副部長兼文化スポーツ企画室長、
柏葉文化スポーツ企画室企画課長、和田文化振興課総括課長

（2）教育委員会

佐藤教育長、菊池教育局長兼首席服務管理監、坂本教育次長兼学校教育室長、
武蔵教育企画室長、黒澤教育企画推進監兼服務管理監、
古川教育企画室予算財務課長、佐々木教育企画室学校施設課長、
伊藤学校教育室学校教育企画監、武藤学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、
中村学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、西川学校教育室高校改革課長
多田学校教育室首席指導主事兼産業・復興教育課長、
最上学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、
千田学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、
大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監、
佐藤教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長兼服務管理監、
駒込教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長兼服務管理監、
中村保健体育課首席指導主事兼総括課長、

小澤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、

佐藤生涯学習文化財課首席指導主事兼社会教育主事補兼文化財課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

議案第77号 第4期岩手県文化芸術振興指針の策定に関し議決を求めることについて

(2) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第72号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

(請願陳情)

受理番号第35号 盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての
請願

9 議事の内容

○上原康樹委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第77号第4期岩手県文化芸術振興指針の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○和田文化振興課総括課長 それでは、議案(その2)の243ページをお開き願います。議案第77号第4期岩手県文化芸術振興指針の策定に関し議決を求めることについて御説明をさせていただきます。

この指針の策定につきましては、さきの12月定例会において、県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定に基づき、報告議案として提出したものでございまして、その後議会や岩手県文化芸術振興審議会での御議論やパブリック・コメントにおける意見の反映などによる見直しを行いました。今般同条例第3条第1項の規定により、策定に関する議決を求めるものでございます。

それでは、お手元にお配りしております資料1という書面をお開きいただければと思います。パワーポイントの資料になっております。

〔タブレット端末の03の2になります〕と呼ぶ者あり

○和田文化振興課総括課長 こちらの資料で説明をさせていただきます。まずは、この資料をおめくりいただきまして、右上にP1というようにページ番号が振っておりますので、このページ番号をお示ししながら説明してまいります。

まずは、1 ページをごらんください。策定の方向性でございます。12 月定例会でも御説明いたしましたが、このたび策定する指針は、社会経済情勢の変化や、国や県の動きを踏まえまして策定するものとなっております。

2 ページ目をお開き願います。指針の概要についてです。(1)、指針策定の趣旨ですが、本指針は、岩手県文化芸術振興基本条例に基づき、文化芸術の総合的かつ効果的な推進を図るために策定するものでございます。(2)、指針の適用期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。(3)、指針策定の主なポイントでございますが、文化芸術を取り巻く情勢を踏まえまして、施策の具体的推進項目に世界遺産を活用した文化観光の推進、デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実、文化観光の取り組みを生かした情報の発信を新たに追加しております。

3 ページ目をお開きください。指針の全体構成でございます。Ⅰの岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等、そしてⅡの岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識、Ⅲ、基本的方向性、Ⅳ、施策の具体的推進、Ⅴの指針の推進の5章で構成されているものでございます。

4 ページ目をお開きください。第4期指針の策定プロセスでございます。議会や審議会での議論、パブリック・コメントを経て、指針の最終案を取りまとめたものでございます。

5 ページ目をお開きください。素案に対する意見の反映状況でございます。(1)、パブリック・コメントの実施状況ですが、令和6年11月20日から12月20日までの1カ月間実施しまして、県内4カ所での開催した地域説明会を含めまして、下の表にございますとおり15名の方から24件の意見をいただいたところでございます。

6 ページ目をお開きください。(2)、素案に対する意見の反映状況です。素案に対しましては、さまざまな機会を通じて合計78件の意見を頂戴しております。全部反映が24件、一部反映が3件、同一趣旨が7件となっております。参考が19件となっておりますが、文化芸術活動を担う団体の個別課題など具体的な御意見となっております。県が留意しながら施策を推進すべき貴重な御意見としてまいりたいというように考えております。対応困難はゼロ件という形になっております。その他の25件につきましては、指針の記載内容への質問などを計上しているものでございます。いただいた意見の傾向といたしましては、本指針の方向性につきまして御了承いただける内容となっているというところでございます。

7 ページをお開きください。素案からの主な変更箇所でございます。(1)、県政150周年についてでございます。意見の内容のところにございますとおり、指針の適用期間に県政150周年記念期間が含まれることから、記念期間及び記念事業について記載したほうがよいという意見もございまして、Ⅱの岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識の2のところと、それからⅣの施策の具体的推進、3のところに朱書きのとおり追記したというところでございます。

8 ページ目をお開きください。(2)、観光分野との連携についてです。文化振興には、観光・プロモーション室との連携が必要で、基本的な方針や方向性の部分に明記したほう

がいいと、連携を明記したほうがいいとの御意見に対しまして、朱書きのとおり、観光分野をはじめ、まちづくりや国際交流などさまざまな分野と有機的に連携しという表現を加えて修正させていただいております。

9 ページ目、(3)、民俗芸能等の多言語対応についてです。郷土芸能の発信ができるような翻訳者、通訳者、コーディネーターを育成する事業を追加することはできないかという御意見がございまして、朱書きのとおり、多言語対応に取り組みながらというところをしっかりと書きながら加えて修正をしております。

続きまして、10 ページ目、(4)、WEBに配信以外のデジタル技術を生かした取り組みについてです。デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実に、ウェブ配信による鑑賞機会以外の取り組みも記載したほうがよいという意見を受けまして、本県が誇る民俗芸能を保存・継承するため、いわての文化情報大事典を活用したアーカイブ化にも取り組むことを追記した形になっております。

11 ページ目、(5)、官民協働、共創についてです。こちらは、もう少し民間を巻き込んでいくところを強く書いたほうがいいといった御意見を踏まえまして、企業等による積極的な参画と支援を促進し、文化芸術活動の活性化につながるよう取り組むことを明記させていただいております。

12 ページ以降は、第4期指針の全体構成となっております。12月定例会にて説明したものを最終案に併せて文言整理したものでございますので、説明は省略させていただきます。

また、資料2として指針案の概要、資料3として指針案の本体を添付させていただきましたが、こちらも説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 この間出された意見について、かなり丁寧に、最終案というのでしょうか、反映をされているということは評価をしたいと思います。

そこで、今の説明のところで、5ページなのですけれども、地域説明会の実施、これが盛岡市は13人、奥州市は4人、釜石市6人、久慈市4人ということで、せっかく4地域で説明会を開催した割には、少し参加が少ないなと思います。文化芸術技能団体というのは、それぞれの地域にたくさんいるはずなので、そうした方々がもっと参加できるような、せっかく説明会開いているときに、この数にとどまったのはなぜなのかというのが一つです。

あともう一つは、今回の指針については、かなり全面的に見直したということが冒頭に書かれています。そういう点で、令和7年度からこれが始まるのですけれども、令和7年度の事業にこの指針はどのように反映をされているかと、このことをお聞きしたい。

○和田文化振興課総括課長 地域説明会への参加人数が振るわなかったという御意見でございましたが、本来であればもう少し市町村の方々に出席いただくようお願いすべきところだったと思いますが、冬で天候が悪い時期はなかなか来にくいというような意見も頂

戴したりというところもありましたし、あとは県でも市町村等との意見交換を日頃もう少し密にやって関係性を強めておく必要があって、その上で働きかければきっとたくさん来られたのではないかなと思っていましたので、来年度はしっかり市町村の担当者会議なども開きながら、県がやっていること、市町村がやっていることの共有を図って、こういった場面でさまざま意見を聴取できるような体制にするというような形で改めていきたいなというように考えているところでございます。

それから、指針を見直したことによって、どういう事業に今後取り組むかという御質問についてです。まずは、今回指針の策定の中で新たに追記した部分、世界遺産を活用した文化観光の推進につきましては新規の事業で平泉の文化遺産文化観光推進事業費ということとなりまして、2,000万円ほどの予算を計上しているということになっております。

それから、デジタル技術を生かした鑑賞機会の充実ということでございますが、いわてメディア芸術資源活用推進事業費であるとか、文化芸術イベント等映像配信事業費というものがございますので、これらをさらに内容を充実させながら取り組むということで、しっかり実施していきたいというように考えております。

それから、民間企業との連携というところでまいりますと、文化芸術を生かした地域づくり事業費というものを1,000万円ほどの予算を今回計上しておりますので、そういった形で事業の充実を図りながら指針を実施していくというように考えております。

○**斉藤信委員** これでもう最後にしますけれども、私は一番重要な課題というのは文化芸術団体、芸能団体の育成、担い手育成ということになるのではないかと思います。この点で、今回の新しい指針はどういうことを新たに提起しているのか、現状課題を含めて示してください。

○**和田文化振興課総括課長** 民俗芸能団体の後継者育成ということについてでございますが、やはり少子高齢化による担い手不足、指導者の不足という課題だということは、市町村においても、関係団体においても課題として共通の認識というようになっております。

そういったことで、どういうことができるかということで、県としては鑑賞機会を提供したり、発表の機会を提供するといったものを充実を図っていくというような取り組みで指針の中には明記をさせておりますが、さらに一歩進んで実施するとするならば、芸能団体の団体間の交流の促進という部分も重要だと考えておりまして、こういった発表の機会、鑑賞の機会を通じて交流の機会につなげられるような、そういう事業の組立てに工夫をしながらやっていくというようなことを考えております。

○**関根敏伸委員** 障がい者の部分に関して何点かお尋ねさせていただきます。

まず、一つが意見として出された障がい者芸術の部分で、いわゆる支える担い手が不足をしているという意見が出されて、今回この指針の中に障がい者の文化芸術活動の支援人材の育成や創作活動への支援ということが盛り込まれました。大変いいことだなというように思っておりますが、現実には障がい者芸術を支える担い手というのはどういった方々が担われていらっしゃるのか。そして、それをどういう形で育成あるいは支援体制を充実さ

れようとしているのか、そこをお伺いさせていただきます。

○和田文化振興課総括課長 障がい者芸術を支える人材についてでございますけれども、基本的には福祉事業所等の施設の方々が障がい者の方に寄り添って指導するというような場面を想定しているものでございます。この取り組みを継続して実施してきたことにより、そういった支援者の数は少しずつ増えてはきておりますけれども、まだまだ潜在的に支援をできる人材というものは育成できるのだろうというように思っております、そういう意味で県で実施する事業としましては、アール・ブリュットの巡回展を開催したり、今年度は新規にそういう事業所、花巻市にあるるんぴにい美術館などはそういう創作活動の見学体験というものを提供されておりますので、そういうところに福祉事業所等にお勤めの方で関心のある方に来ていただいて見学体験していただくというメニューを新たに設けて取り組もうというように新規の事業として考えているところでございます。

○関根敏伸委員 現実には作業所であるとか、そういった施設で障がい者の方々を支えながら、そういったところできらりと光るものを見つけて、根気強く絵を描かせたり、創作活動を応援するという方が恐らくいらっしゃって、今のような岩手県独自のアール・ブリュット文化が花開いてきたのかなと思っています。

そういった中で、るんぴにい美術館の話が出ましたが、株式会社ヘラルボニーなどもやはりディレクター、プロデューサーですか、稲垣さんのような方がいらっしゃって、ああいった人たちの芸術性を外に発信するということが今回の流れにつながっているのかなと思って、だから支援をする人材の育成というのはすごく大事だなと思って、見させていただいたのです。そういった意味において、あそこまでできるのかどうかわかりませんが、これから岩手県のアール・ブリュット文化をしっかりと前に進めるという意味では、人材育成に具体的な支援策であるとか、イメージするものであるとか、こういったものをもう少し強くお持ちになったらどうなのかなというように思うのですが、いかがでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 これまでアール・ブリュットの巡回展などをやるときに創作活動をしている障がい者の方々のトークセッションなどを開催しながら、そこにはるんぴにい美術館の板垣さんにもコーディネートをいただくといったような協力もいただいて、地道にその裾野が広がってきたというところはございます。そのやり方について、さらに裾野を広げるための方法については、私たちも常に板垣さんと意見交換をさせていただきながら取り組んでいるというところですので、さらに発展できるように取り組んでいきたいと考えております。

○関根敏伸委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますし、併せて相談窓口の充実というようになっていますけれども、今障がい者文化芸術活動に対しての相談窓口というのはどのようなようになって、どういったところで受け皿になっているのか。これがどのような形で充実されようとしているのか、教えていただきたいと思ひます。

○和田文化振興課総括課長 県では障がい者芸術活動支援センターというものを設置しております、岩手県社会福祉事業団にこの事業を委託しております。窓口は、そこで設置

をしております、あるいはこの事業は、相談窓口のほかに芸術祭等も実施しておりますので、さまざまな意見を聞き入れて取り組むという体制をこのセンターに備えております。そういった形でしっかり相談があったら必ず実現に結びつけるようなノウハウを蓄積できているというところもございます。実現に向けた相談はしっかり対応できている体制というように考えております。

○上原康樹委員長 確認ですが、小西和子委員は挙手されていませんでしたよね。

○小西和子委員 していません。

○上原康樹委員長 失礼いたしました。

○小林正信委員 いわてマンガプロジェクトについて、さまざまな取り組みを第3期でもやっていただいたと思いますが、コミックいわてとかそういった取り組みの第3期の実績評価みたいなものがもしあれば。

○和田文化振興課総括課長 マンガプロジェクトのコミックいわての作成に関しましては、漫画を見て多くの人が岩手県に来ていただくということも目的の一つではありますが、それ以上に実は県外の漫画家の先生方が多数岩手県のことを描いてくれる作品集になっているというように、関係人口が強まったというような大きな成果もあります。今まで全く岩手県に来られたこともない先生たちが、わざわざ現地に来て漫画を描いていただいたり、そして関心を持っていただくということ、さらに少しずつそういった形で描いていただく漫画家の方は70名を超えているという実績もございますので、関係人口には大きく寄与しているのだろうなというように考えているところでございます。

○小林正信委員 なるほどわかりました。このコミックいわてWEB訪問者数の実績を見させていただきましたが、14万人ぐらい。14万人といっても、ただ14万人が漫画を見ただけということなのかと思って、何かそれ以降の展開が大事なのだろうなと、関係人口をつくるという意味で。なので、漫画家の先生が漫画を描いていただくというのも大事ですけども、ただ漫画を読んで、本当に岩手県に来たくなる人がいたのかとか、漫画を出したことによって、本当に岩手県にプラスになったことがあったのかというところの確認というか、そこに成果があると思うので、その辺りをしっかりと見ていかないとこの事業が本当にどうだったのかなというところもありますし、またこのマンガプロジェクトは国内外に本県の魅力を発信したということですけども、国外にも何かアプローチがあったのかというところを確認したいと思います。

○和田文化振興課総括課長 国外との連携につきましては、前年度フランスでいわてマンガプロジェクトの展示を実施したというところがございます。それから、中国の学生の方々がリモートで漫画を描くワークショップに参加して下さったりということで、国際交流的な部分で実績があるということ、それから小冊子をつくりまして、多言語版の漫画を少し岩手県をPRするものを作成して、観光協会等で配布していただくことを実施しております。この小冊子につきましては、あっという間になくなってしまいますので、外国の方々からは大変好評で、見ていただけているのだろうというように理解をしています。

ころでございます。

○**小林正信委員** フランスというのは何かあってフランスなのか、その目的のところももしわかれれば。

○**和田文化振興課総括課長** フランスにあるアトリエ、ピエール・スーラージュ美術学校というところがございます、そこの教員の方が岩手県出身だというつながりがあって、令和3年度以降、そこの学校からいわてマンガ大賞コンテストへの応募を頂戴していたり、コミックいわての複製原画を展示したりというようなつながりができているということになっております。さらに、児童絵本見本市というものがフランスで開催されたときに、県でもそこに展示をさせていただいたといった形もありますし、ハロウィンターナショナルスクール安比ジャパン校でも4コマ漫画のワークショップを開催したりと、海外とのつながりというところと言うと、そういった取り組みを実施しております。

○**小林正信委員** わかりました。コミックいわても、ただ漫画を出しているだけではないかという批判もなきにしもあらずだったのですが、せっかくやった以上は何かそういった効果とか、関係人口というところも大事だし、先ほど70名の先生とつながりがあったということ、そこはしっかりと70名の先生と連携をしていただいて、漫画のコミュニティーではないけれども、そういうものをつくって進めていただきたいなと思います。あとは、文化スポーツ部で漫画担当の職員という方はいるのでしょうか。

○**和田文化振興課総括課長** 漫画担当といいますか、文化振興課には文化交流担当というところがあります。そこに担当課長含めて3名がおりまして、その中で漫画あるいは動画といったところの取り組みを実施しております。

○**小林正信委員** わかりました。漫画というのは、取り組みを広げていくには、漫画好きなら岩手県は日本一だというお話もあったのですが、漫画好きでないと多分力が入らないのかなというように思っておりまして、漫画をしっかりとやっていくのであれば、それだけを考える人というか、職員が必要なのではないかなというように思っております。そこからいろいろなイメージとか発想が多分生まれるのではないかなという気がしますし、そういう職員をしっかりと育てていく。漫画担当になったが、でも漫画はそんなに読まないしなという人がやっても多分あんまり、ただ知事の思いだけが先行して何も進まないようになってしまってきたのではないかなというようにも思うので、そこは知事の思いもあるのであれば、そういう漫画専任みたいな人をつくってやっていくということが重要なのだらうと思います。

あとは、いわてネクストジェネレーションフォーラムとの関係も文化スポーツ部でやっているということですが、例えばここと、若者と漫画、アニメという親和性は非常に高いと思うのですが、その辺りの何かコラボレーションみたいなものがあつたのかということをお伺いしたいと思います。

○**和田文化振興課総括課長** 漫画専門の担当職員ということでございますが、漫画のことを勉強している方がしっかり担当しておりますので、そこは手前みそではありますが、十

分機能しているものというように考えております。

それから、いわてネクストジェネレーションフォーラムの関係ですが、若者女性協働推進室でやっているものとの連携ということになりますけれども、若者をターゲットにということですので、そこで漫画の御紹介をするということも一つの方法としてはありまして、そこでブースなどを出展しながら漫画についてはPRさせていただいております。

○**小林正信委員** わかりました。ネクストジェネレーションフォーラムは、ただ若者が集まっているだけではないかといった批判もあったかなと思うのですが、せっかくなのでブースだけではなくて、もうほぼ漫画にするとか、もうのっとなってしまぐらいのことをやらないと、何か漫画アニメ文化というところの本県の魅力を発信するということまでいかなければいけないかなという気もいたしておりますので、そこはもうコラボレーションといいますか、ブースを出すだけではなくてコラボレーションしてやるぐらいの勢いでやっていただくというの必要なのではないかなというように思います。その辺りの今後の展開というものをお伺いして終わりたいと思います。

○**和田文化振興課総括課長** コラボレーションという方法も、一つ方法としては考えられるものだと思っております。そのほかに今回マンガプロジェクトの中では、漫画を活用したコンテンツツーリズムを実現されるように関係する市、町などと連携をしながら、人を多く呼び込めるような取り組みを実施するような調査を来年度から始めようと思っております。そういったところで、フォーラム自体をのっとするよりは、しっかりコンテンツの充実を図るという方法で今回予算化させていただいておりますので、そこをしっかりと取り組んでいくというように考えておるところでございます。

○**小林正信委員** わかりました。

○**上原康樹委員長** ほかに質疑はありませんか。

○**岩崎友一委員** 1点だけ。この指針は指針で進めていただいているのですが、基本的に新年度から5年間ということで、これは途中で修正だったりも可能なものなのですか。

○**和田文化振興課総括課長** 修正する際には、現状の大きな変化というものがあって、さらに文化芸術振興審議会の委員の方にお諮りをして修正が必要だということになれば修正するという形になるものですので、絶対無理ということではないのですが、現状の大きな変化というものが求められてくるものと考えております。

○**岩崎友一委員** 基本的に計画を見ますと、県内で何かをやるとか、そういった取り組みになっていると思うのですが、若干突拍子もない話をしますけれども、例えば日本の音楽というのは今主要な輸出産業と言われるくらい海外公演だったり、かなり伸びてきています。岩手県でも鬼剣舞もそうだし、早池峰神楽もそうだし、三陸地域の虎舞もそうだし、インバウンド客には物すごく盛況だと思って見えていますけれども、待つだけではなくて、さまざま後継者不足等々の課題もあります。せっかく知事も海外に打って出るというように何度も申していますので、郷土芸能だったり民俗芸能という分野を海外に進出して公演をやってしっかりと収益を上げられるのかどうかとか、そのニーズだったり、マーケ

ティング調査をしながら打って出るといふ部分、農林水産とか日本酒とかだけではなくて、この分野でもそういったことをやって、他県でやっているかどうかわかりませんが、やってみる可能性、価値はあるのではないかというように思うのですが、いかがでしょうか。

○和田文化振興課総括課長 来年度新たに実施します、文化芸術の力を生かした地域づくり事業費というものがございます。文化資源というものはさまざまあつて、それをどう発信して多くの人を呼び込む、あるいは経済的にも潤うかということも考えていかなければいけないというテーマの下に、民間企業との連携とか、そういうところも含めながら検討していく、あるいは調査をしていくという事業展開も考えているところですので、そういったところも調査する課題として認識しながら、新たな事業の調査も進めていきたいというように考えております。

○岩崎友一委員 この分野というか、郷土芸能などは人口減少、少子化の影響をもろに受けて厳しいのですが、新しい展開で海外で何かをやるとか云々で、新しいモチベーションが上がるような取り組みをすれば、一つの大きなきっかけにもなると思いますし、どんどん、どんどん時代が変わってきている中で、価値観も多様化していく中で、海外に進出して何かをすることの可能性は、今までやってきたことがないと思うのですが、マーケティングも含めてやっていただければなというように思います。せっかく知事もトップセールスでさまざま回っていますので、どういった国であれば成功する可能性があるのか何かも含めて、幅広の分野で海外進出に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、これ産業経済交流課との連携も必要ですか、輸出となればですね。その辺も含めて盛り上げていただきたい。文化スポーツ部というのは、悪い意味ではないですが、どうしても地味なイメージがありますけれども、例えばニューヨークで公演やって成功させたといったら、もう一躍花形部門になるではないですか。そのくらい岩手県を盛り上げていく潜在的な可能性というものは文化スポーツ部にはあると思いますので、ぜひそこは私としてお願いをしたいなというように思います。

最後、定年を迎えます小原文化スポーツ部長から意気込みを聞いて終わります。

○小原文化スポーツ部長 我が県の宝物である民俗芸能、海外展開では非常に重要な視点だと思っております。今でも有力な団体においては、海外に行くなどの公演活動を行うことも実際にはやっておりますが、県としてそこをしっかりと支えるような取り組みができていくかという、そこはこれからではないかというように思っております。

海外展開として、もう一つは南米地域を訪問した際に団体を一緒に連れていって、現地の方々に非常に喜ばれるといったような事例もございます。我々としても産業経済交流課ですとか、国際交流の部署とよく連携を取って、文化スポーツ部として何ができるかも考えながら展開をしっかり考えていきたいと思っております。

○上原康樹委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。

ここで委員長から発言をさせていただきたいのですが、3月末をもって小原文化スポーツ部長は御退職されるほか、このたびの人事異動により異動される方もおられます。長い間皆様大変ありがとうございました。

皆様を代表して、小原文化スポーツ部長から一言いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○小原文化スポーツ部長 このような発言の機会をいただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。この3月をもちまして38年にわたる県職員生活を終えることになりました。また、異動する職員も多くございます。

40年といいますと県政150周年ですので、4分の1ほどに関わらせていただいたということになります。みんなそうですけれども、大したものだなというように思います。その間、災害ですとか、平成5年には冷害もございました。それから、さまざまな社会の変革もありまして、それに対応する日々が続きました。大過なくという言葉にははばかりるような職員人生でしたけれども、多くの上司、同僚、部下などの仲間たちに支えられましてここまで来られたと思っております。

議員の皆様方にも大変お世話になりました。初めて直接関わらせていただきましたのは、平成18年度予算調整課の主任主査のときに特別委員会の折衝担当となりまして、そのときが直接関わらせていただいた最初であります。以来医療局の併任書記ですとか、総括課長、局長など、それから財政課では担当課長や総括課長として皆様方に説明に上がったり、答弁をしたりしてまいりました。さまざまな角度から御意見や御指導をいただきまして、大変勉強になりました。こうした緊張感、それからいろいろな温かさを頂戴しています。私の経験値のかなりの部分を占めていると考えておりまして、それで何とか勤め上げることができたかなというように思っております。本当にありがとうございます。

文化スポーツに関して申し上げますと、この2年間ですが、大きなイベントや大会が一通り終えまして、平時の時に文化スポーツ部は何をするのかといったようなことが問われ

た2年間だったのかなというように思っています。その間ちょうどスポーツ推進計画や文化芸術振興指針の策定に携わることになりまして、その中で、これを通じて今後の方向性ややるべきことというのを取りまとめてお示しすることができたかなというように思っております。

問題は、今後の実行でありまして、大谷翔平選手やさまざまなスポーツ選手、文化芸術に活躍する方がいる中で、一方で人口減少や少子化などの問題に直面しております。問題は尽きないわけでありまして。御承知のとおり、文化スポーツ行政にかけるリソースは決して潤沢なものではないというように思っておりますので、鍵となるのは市町村、それから関係の文化芸術団体やスポーツ団体、それから企業からの御支援など、さまざまな方々の協力体制を築いていくことかなというように思っております。

これからも頑張っていきたいと思います。何しろ災害が絶えない本県でありますので、文化やスポーツが見いだす活力が地域の元気、それから災害で被災した方々の復旧や復興の力になるものと考えております。議員の皆様方もさらに御意見をさせていただき、見守っていただければと思います。

県政全般についてですけれども、引き続きよろしく願いいたします。大変ありがとうございました。(拍手)

○上原康樹委員長 ありがとうございます。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

それでは、文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。ありがとうございました。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第72号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 議案第72号権利の放棄に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の236ページをごらんください。あわせて、資料をごらん願いたいと存じます。1の提案の趣旨でございますが、過払給与返納金に係る権利を放棄するため、地方自治法の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

2の放棄する権利の内容等でございますが、未回収となっております過払給与返納金に係る債権14万2,189円でございます。

3の権利放棄に係る経緯でございますが、債務者は県立学校の実習教諭でありましたが、令和5年3月13日付で停職5カ月の懲戒処分を受け、同日付で辞職したことに伴い、当該月分の支給を受けた給与の一部18万3,810円が過払いとなったものでございます。この当該職員が自己破産の手続きを行い、債権の一部4万2,621円の配当を除く14万2,189円が免責決定となったものでございます。免責決定により回収が不可能となりましたことから、当該権利を放棄しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の議案の審査を終わります。

次に、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 35 号盛岡一高バレーボール部に関わる調査検証委員会設置についての請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明はありませんが、10 月 8 日の当委員会における配付資料を参考までにお配りしております。

本請願につきまして、さきの当委員会において請願者に参考人として出席を求め、意見を聞くことについては改めて御意見を伺うこととしております。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 再開いたします。

本請願について、次回の委員会に請願者に参考人として出席を求め、意見を聞くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立少数であります。よって、参考人に出席を求め、意見を聞くことについては否決されました。

そこで、請願の取り扱いについてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

○斉藤信委員 参考人は呼ばないということになりましたので、ここで請願の採否が問われると思います。

それで、実は再発防止「岩手モデル」策定委員会の委員だった 2 名の方から議長宛てに、「調査検証委員会設置を求める要望書について（回答）」に対する意見書が出されております。それを委員の皆さんにぜひお配りしていただきたい。委員長に取り計らいをお願いいたします。

○上原康樹委員長 意見書の配付を……

〔「確認していただいて」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 まず、確認させていただきますけれども、配付いたします。実は、これ私もう読んでおります。

ただいま斉藤信委員から申し出のありました資料につきまして、委員の皆様へ配付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議なしと認めます。それでは、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○斉藤信委員 これは議長宛てに、令和6年9月11日付で提出され、事務局が受け取ったのは9月13日というようになっております。実は今回の請願の前提となるものであります。再発防止「岩手モデル」策定委員会の外部委員が7名いました。そのうち5名の連名で、調査検証委員会設置を求める要望書が教育長に出されました。これは、資料に書いているように令和5年10月31日付であります。内容はこういうものです。平成20年に発生した盛岡一高バレーボール部顧問からの不適切指導により生徒が不登校となった事案に関する調査検証委員会の設置を要望します。

これは、岩手モデルが策定される前であります。このときは、モデルの策定は進めて、これはこれでちゃんと第三者委員会で設置すべきだというのが5人の策定委員の連名の趣旨でありました。

しかし、この要望について県教委は策定委員会でも何度か議論がありましたけれども、答えずに、令和6年6月20日付で簡単な理由書きで同要望に対する拒否の回答をされた。その拒否の理由が①から③の理由であります。一つは、民事訴訟の過程等で事実認定が行われており、当時の事実関係は相当程度明らかになっている。二つ目は、上記事案に対して事実関係の部分で見解等に相違がある部分については、岩手モデルの資料編で併記をして整理をしている。いわば意見が一致しなかったということです。そして、三つ目には、事案の発生から相当期間が経過していることから、新たな事実が明らかになることが期待できないという、三つの理由でありました。

それに対する、いわゆる反論、これが議長宛ての策定委員の方の意見書であります。2ページ目を見ていただいて、一つは当時の事実関係が相当明らかになっているという点について、岩手県教育委員会は幾度も事実の解明を尽くしてきた旨の説明を繰り返してきましたが、その指標は極めて不十分で、とりわけ策定委員会の中で何度も要望してきた外部の第三者による調査検証については一切拒み続け、専ら県教委内部での当時の学校、県教委関係の聞き取りのみに終始した点で不当であると思料すると。我々外部委員に録音データが示されることなども一切なく、県教委の裁量において要約されたものが示されたのみであり、内容において何らかの操作が行われたとしても全く検証できないような状況だったと。特に盛岡一高事案、保護者が——これは請願者でありますけれども、ずっと訴えてきたのは、元バレーボール部員たちに対する再度の聞き取り調査の内容が明らかにされな

かったと。実は当初4名の部員の調査をして体罰はなかったと、これが学校の対応の原点でした。しかし、これは民事訴訟の場になって、いわば請願者から、訴訟を訴えた方から生徒の証言を出して、県教委が慌てて調査をしたら、体罰というか、そういう事実が明らかになって県教委が調査をしたと。そのときは、聞き取り対象であった4人の元部員のうち2人が盛岡一高による調査を受けた記憶は全くない、こう証言をしていると。だから、当時の事実関係が相当明らかになっているというものとは到底言い難いというのが策定委員の方の意見であります。

二つ目に、意見の違いを併記したと、こういうようになっているのですけれども、意見が違ったということについて、私も策定委員会をずっと傍聴しましたけれども、保護者は裁判の資料なども含めて具体的な事実を指摘をして多くの虚偽の説明がされてきたと、こういう訴えをしてまいりましたが、残念ながらそれは見解の相違という形で整理をされた。いわば事実関係は究明されなかった。

三つ目なのですが、期間の経過、相当の経過、16年ほどたっているのですけれども、今後の解明は難しいという言い分ですが、実はこの2人の連名の策定委員のうち南部さおりさんは、神戸市で18年前に起きたいじめ事案の第三者委員会の委員長として従事して、これまでないとされてきた資料を神戸市教育委員会の資料も含めて明らかにしたら、学校、市教委が言っていた事実と全く違った事実が明らかになった。その当事者が南部さおりさんです。

そういう意味で、今度の残念ながら不来方高校事件の前提となる、経緯となる盛岡一高事件の事実解明というのは極めて不十分だったと、私自身もそう思います。外部委員7人中5人が連名で、これは第三者委員会で調査すべきだと提起したことは極めて重いものだというように思います。一番の問題は、結局は県教委が自らもかかわっているにもかかわらず、内部の調査に終始した。そして、その内部調査の正確な内容は策定委員にも示されなかった。そういう意味で被害者である保護者、請願者が県議会に改めて第三者による調査委員会の設置を求めたのは、まさに私は相当の根拠と理由があるというように考えるものであります。

不来方高校事件は、これは第三者委員会が設置されて1年半にわたる調査で大変克明な顧問教師による叱責、暴言が明らかにされて、これが自死の一因だったと解明されました。しかし、盛岡一高事件は内部調査にとどまって、その調査の中身が最後まで策定委員にも示されない、極めて不十分な結果に終わった。私は、議会に第三者による調査委員会の設置が要望されたこの請願書というのは、本当に最後の事実解明、真相解明をする機会、それが県議会の判断に委ねられている、こういうように受け止めるものであります。議長宛てのこういう意見書も出されていますので、ぜひこの請願を採択していただきたい。

○上原康樹委員長 意見書に関する斉藤信委員からの詳細な説明がありました。その上で、請願の取り扱いについてどういたしましょうか。

○高橋こうすけ委員 先ほど関根敏伸委員から請願者の参考人としての出席に関しての意

見がありまして、呼ばないということで決まったところでありまして、自由民主党会派としましてはその答えをいただいたところで一度持ち帰って、また話をまとめた上でどうするかということで進めていきたいところでございます。継続とさせていただければと思います。意見表明です。以上です。

○上原康樹委員長 継続ということですね。

そのほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 ただいま継続調査という意見がございました。そのほか意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 継続調査と採択という意見がありましたが、このほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 本請願については継続審査と採択との意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○上原康樹委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～（策定案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○西川高校改革課長 それでは、県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～（策定案）について御説明いたします。

まず、配付資料について確認させていただきます。右上に資料１と記載されているものが長期ビジョン策定案そのものです。それから、右上に資料２と記載されているものがその概要版となります。右上に資料３とありますものが最終案と策定案に係る新旧対照表という３種類の資料を配付させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

○西川高校改革課長 資料が一括データみたいなので、済みません。

それでは、資料の説明に入りますが、ポイントを絞って御説明いたします。一番最後のページをお開きください。右上に資料３と記載しております資料になります。

〔「小さい」「見えない」〕と呼ぶ者あり

○西川高校改革課長 こちらが変更点を記載している新旧対照表となりますが、最上段の第３章、県立高校の学びの在り方ですが、普通科目を共通科目に変更しておりますが、背景理由に記載のとおり、学習指導要領の表記に修正するものです。

次に、第5章、高等学校教育の充実に向けた方策ですが、パブリック・コメントにおいて公益財団法人岩手県国際交流協会から外国人労働者の増加による子弟向けの教育対応が必要ではないかとの御意見を踏まえ、昨年3月に県教委で策定しました岩手県外国人児童生徒等教育方針に記載する外国人生徒への学校教育全般にわたる支援の検討を現状、課題、ビジョンのそれぞれに記載したものとなっております。

次に、全日制高校への単位制導入ですが、現行の記載内容では大学進学が最終目的と取られかねないというご意見がありまして、大学卒業後のキャリア形成等の内容を加筆するものです。

最後に、6の県政課題に対応した人材育成ですが、医系人材だけではなく、医系人材やIT技術者についても具体的に明記してはどうかとの御意見を踏まえ、加筆するものとなっております。

それでは次に、資料ナンバー2ということで、手元に資料がある方はそのまま結構ですが、データで見ている方は59ページです。

まず、1ページ目は現行計画なので、説明は省略します。

次ページをごらんください。第2章の岩手の高等学校教育の基本的な考え方として、持続可能な社会の創り手となる人材の育成、二つ目として高等学校の多様化に対応、各自の希望する進路の実現、三つ目といたしまして教育の質の保障、機会の保証、それから四つ目が地域や地域産業を担う人材の育成、五つ目が大学進学率の向上や専門的知識を持つ人材の育成の5本の柱を掲げさせていただいております。

次に、右側の参考1、2ですけれども、こちらは中学校卒業予定者数の推移を示しております、参考1、上段ですけれども、こちらは全県における推移となりまして、令和6年の9,954人に対して現時点で推計が可能な令和20年には5,798人と、現在の58.2%まで減少いたします。参考2につきましては、各地区における推移となりますが、一番上段は盛岡地区となりますけれども、令和6年の3,980人に対して令和20年は2,556人と、64%程度となります。

それから、3ページから5ページは省略して、6ページのところに第4章、学びの環境整備について記載しているところがございます。こちらのほうは、本県における学校の最低規模として2学級、総合学科高校は原則3学級としていますが、他地域への通学が困難な場合、1学年1学級校の配置を検討することとしております。また、これまで本県では県立高校の望ましい学校規模としていた4学級から6学級については設定しないこととしております。この理由ですけれども、4ボツ目に記載するとおり、学校規模の大小に関わらず、各校が特色・魅力ある教育活動を展開し、生徒が主体的かつ意欲的に学ぶことのできる環境を構築することが重要であると考えていることによるものです。

次に、7ページのところに行きますと、地区割のところがございます。地区割を9ブロックから6地区に変更いたしますが、公共交通機関等が整備されていない地域については配慮が必要であるものと考えております。

次に、9 ページのところにいわて留学を記載しておりますけれども、予算特別委員会の審査でも御説明いたしましたとおり、小規模校、特に1 学年1 学級校につきましては、いわて留学に取り組んでいく方向としております。

その右側の、おわりにの最後に記載しておりますが、次期高校再編計画は前後期それぞれ5 年の10 年間の計画を予定しております。県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～は、今回の常任委員会説明後、令和7 年4 月の教育委員会定例会において審議し、策定することとしておりますことを御報告申し上げます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○上原康樹委員長 ただいまの報告に対する質疑を含め、この際何かありませんでしょうか。

○岩崎友一委員 確認というか、なかなか全部説明に追いつかなかったのですが、まずいただいた説明の中で、第4 章の学びの環境整備の部分ですが、地区割の変更というものがありまして、変更前の9 ブロックが6 地区になる。変更前は、遠野市は釜石・遠野ブロックだったものが、変更後の地区割では今度は中部地区になる計画だと。通学区域になると、遠野市も気仙・釜石学区に入ってくる。この辺というのはどのような整理で、何が違うのかということの補足をお願いします。

○西川高校改革課長 済みません、説明不足でございました。9 ブロックから6 地区に変更したのは、今回これまでの教育事務所の管轄に分けておりますので、こういうような記載になっておりますけれども、学区の際には、遠野市の旧宮守地区のほうは花巻市に通りやすい、それから釜石市寄りのほうは釜石市に通りやすいということで、大きくこの8 学区につきましてはこういう編成になるのですが、実際細かい文言にした場合は、遠野地区については両方にまたがるような学区で併記することになるかと思っております。ただ、こういったところは実は遠野市だけに限らず、ほかの地域にもこういった形で、この表上では学区というように指定されるのですけれども、やはり通りやすい地域もあるということもあって、文言でその辺は細かく整理させていただくこととしております。

○岩崎友一委員 不勉強で恐縮ですが、そうなりますと例えば学区内、学区外と出てくると思うのですけれども、受験生に与える影響というのはどのようになりますでしょうか。

○西川高校改革課長 学区外からの定員の関係なのですが、ここ3 年ぐらいで学区外の定員を許容する志願者が確認されたのは不来方高等学校というか、南昌みらい高等学校1 校でして、ほとんどのところでそういった影響はないものと予定しております。

○小西和子委員 この際質疑もあわせてなのですね。この重要な案件と、この際質疑が一緒ね。ちょっと解せないの。

まず、この際質疑のほうを伺います。時間は20 分ですね。

〔「30 分だろう」「いや、ただいまの時刻」と呼ぶ者あり〕

○小西和子委員 では、よろしく申し上げます。最初に、人員配置についてお伺いいたします。2025 年度スタート時点での職員状況を校種別、基礎定数と加配定数について伺いま

す。ことし2月の文教委員会のときには、まだわかりませんという答えでしたね。1年前はきちんと数字を明示したはずなのですが、もう幾ら何でもわかったと思いますので、お願いします。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 令和7年度当初における欠員の見込数についてありますけれども、現在のところ小学校の基礎定数については27名、加配定数につきましては14名の見込みであります。中学校のほうの基礎定数については3名、加配定数についてはゼロの見込みであります。

それから、高等学校の基礎定数については1名、特別支援学校については14名が欠員の見込みであります。高等学校、特別支援学校とも加配定数のほうについては欠員はゼロを見込んでいますところ。あくまで現時点での見込みであり、今後若干変動の可能性はありますが、引き続き欠員解消に向けて講師等の確保に努めてまいります。

○小西和子委員 1年前は、たしか小学校は5月1日時点で12人だったはずなので、小学校の欠員がかなり増えております。これはゆゆしき状況であります。

次に行きます。2月1日現在の産休代替欠員が17人、育休代替の欠員が2人あります。産前休暇の代替者について、年度当初から配置を行う前倒し配置が実現して、ここ数年来ましたね。2025年度の年度初めには何人の前倒し配置を行う予定なのか伺います。その後、年度初めはいいのだけれども、途中の分については結局欠員になってしまうということが多かったのですけれども、その後の配置についても伺いたします。

○佐藤小中学校人事課長兼サービス管理監 令和7年度の年度当初の産休代替の前倒し配置についてであります。現在のところ小中義務教育学校における教諭については対象者が21名おりまして、そのうち17名、そして養護教諭については対象者7名に対し7名、栄養教諭につきましては対象者2名に対し1名を配置の予定であります。また、特別支援学校の小学部につきましては教諭の対象者6名に対し6名を配置予定であります。なお、現時点で前倒し配置が決まっていな分につきましても、代替者の確保に向けて取り組んでいるところであります。

そして、前倒し配置に係る取り組みについてでありますけれども、令和6年度においても2学期当初、そして3学期当初の前倒し配置を行ってまいりましたので、引き続き令和7年度も同様に取り組んでまいりたいというように考えております。

○小西和子委員 2月1日時点で産休代替17人、育休代替1人、20人近い方々が欠員状況になっている。これは本当に大きいです。人口減少対策に取り組むと県で一番の重要課題としているときに、こういうことだと本当に教育委員会だけ置いていかれるということで、前倒し配置が行われるということには本当に敬意を表したいと思います。これで安心して出産できるというようなことでありますが、まだ5人見つからないようですので、何とか新学期スタート時点までには欠員ゼロ、前倒しが100%実現できるようにしていただきたいと思います。

では、続けます。病気休職代替欠員が12人おります。特に中学校では12月から2月に

かけて2人から5人に増えています。直近の病気休職者の人数を校種別に示してください。病気休職者ゼロを目指す取り組みを強化すべきではありますが、見解をお聞きします。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 療養期間が6カ月を超えて休職をしている教職員ですが、直近の数字、令和7年2月末日現在で申し上げますと、小学校で29名、中学校で13名、高等学校で16名、特別支援学校で2名で、そのうち精神疾患による休職者は小学校で26名、中学校で11名、高等学校で11名、特別支援学校で1名となっております。こうした状況を踏まえまして、疾病予防の観点からメンタルヘルスに関する研修を実施し、基礎知識やケアの重要性の理解醸成に努めますとともに、早期発見、早期対応の観点から保健師の巡回相談や専門医の相談等を実施しているところでございます。

それに加えて、今年度から長時間勤務者に対する産業医の保健指導につきまして、時間外勤務が月100時間以上の教職員に加えて、複数月の時間外勤務が1カ月当たり80時間以上の教職員を義務化し、強化したところでございます。さらに、休職者の復職支援の観点から、円滑な職場復帰と再発防止を図るための職場復帰プログラムの策定支援や復帰後の相談支援等の取り組みを行っております。こうした取り組みにより病気休職者を減らし、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って教育活動に従事できますよう、引き続ききめ細かな対応に努めてまいりたいと存じます。

○小西和子委員 かなりの人数でございます。採用されたときは健康体だったのですね。それが岩手県の教職員になったがために精神疾患になって、このような病気休職をしているということでもあります。中学校は2人から5人に増えていて、恐らく県北地域の中学校で突然亡くなった方もいたので、その方の分も休職というか、欠員になっているのかなというように思います。

では、次にスクールサポートスタッフの配置についてお伺いいたします。予算がついていました。昨年よりは少し金額が多いというように思いましたけれども、スクールサポートスタッフの配置について、期間、時間、賃金、人数、配置基準等についてお示してください。今年度は、文科文部科学省からは小中学校各校に1人ずつという方針が出されて、国のほうの予算がついてということで、他県は100%を目指して配置しました。東北地域の中でもみんな100%目指して配置しておりましたけれども、岩手県だけは10分の1でありました。次年度は教員の負担軽減を図り、事務作業をサポートするに足りる配置になっているでしょうか、見解を求めます。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 令和7年度の岩手県一般会計当初予算案におきまして、小中学校、特別支援学校合わせて47名分のスクールサポートスタッフの配置をする経費を盛り込んでおります。今年度から2名増の予定でございます。

配置基準につきましては、小中学校につきましては12学級以上の学校の中から市町村教育委員会の意見を踏まえて配置校を決定しております。また、勤務条件でございますが、雇用期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、勤務時間は年間800時間、賃金は雇用される方の経験等に応じまして1時間当たり1,135円から1,361円までの

間としているところでございます。

配置の状況でございますが、本県では教職員の業務負担軽減、学校を取り巻く課題に対応するため、今申し上げましたとおりスクールサポートスタッフ 47 名分のほか学習指導員 60 名分、部活動指導員 225 名分などの配置に要する経費を盛り込ませていただいたところでございます。学校を支援する上で一定のマンパワーの確保が図られているものと認識しております。

一方で、増員に伴いまして県の財政負担も増加することが課題でありますことから、今後も国に対して補助対象経費の拡大や補助率の引上げ、地方財政措置の拡充など必要な財政支援を要望しながら適正配置に取り組んでまいりたいと考えております。

○小西和子委員 ほかにも人員配置していますから、その人たちがスクールサポートスタッフと同じような役目を果たすのですよというような言い方なのですが、全くそれは違うと思います。財政が大変なことはわかりますけれども、子供たちが生まれたところによって、住むところによって教育に格差があってはならないわけです。岩手県がそうであったら、隣の秋田県とか、山形県とか、福島県とかに行くというようなことにもなりかねません。人口流出を止めるためにも教育の充実が大事であるということは、昨日の予算特別委員会において令和 7 年度一般会計予算案の附帯意見にもついているのです。教育の充実ということがついておりますので、ぜひ年度途中からでもいいですから、スクールサポートスタッフのさらなる配置についてお願いします。

それから、田中辰也委員が、教育にお金をかけない国なのですからけれども、県は減びるといようなことを質疑のときに言うておりましたが、そのとおりだと思います。どんどん流出していくと思います。

次に、スクールロイヤーの相談体制について伺います。スクールロイヤーは、今年度からでしたか、配置されましたね。スクールロイヤーに相談された案件、例えば子供間のトラブルとかいじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生したさまざまな問題ですね。その案件別相談件数、県内の配置状況等、どのように活用されたのかということと、今年度の成果と課題もお示してください。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 今年度新たに導入したスクールロイヤーによる法務相談につきましては、全ての校種から相談の申し込みがございまして、昨日時点でいじめや保護者対応等について 13 件の相談を行ったところでございます。なお、学校等から相談の申込みを受けてスクールロイヤーと日程調整を行うこととしておりますが、スクールロイヤーの都合が合わない場合、相談対応が遅れることがございますので、相談の申し込みに速やかに対応できるよう令和 7 年 1 月からスクールロイヤーを 1 名増員し、2 名体制で実施しているところでございます。この法務相談体制の整備によりまして、学校現場を取り巻く諸問題について解決や対応方針の決定等の一助になっているものと認識しているところでございます。令和 7 年 4 月以降もスクールロイヤー 2 名の法務相談体制を継続する方向で現在手続を進めているところでございます。

○小西和子委員 このスクールロイヤーの活用について、管理職はよく知っているのでしょうか。管理職は研修を受けているのでしょうか。勃発した案件の早期対応は、問題の収束に大きく影響します。個々の教員または学校自体が問題を抱え込んでしまわないように、迅速な対応が行えるように管理職に実効性ある研修を行うべきでありますけれども、見解を求めます。

○黒澤教育企画推進監兼サービス管理監 県教育委員会としまして、迅速に課題解決を図っていく上で事案発生時等の初動における対応が重要であると認識しているところでございます。スクールロイヤーへの早期相談が解決の一助となることを期待しているところでもございます。このため、県教育委員会では令和6年4月以降、県立学校長会議、教育事務所長会議、県教育委員会と市町村教育委員会との意見交換などの機会を捉えてスクールロイヤーによる法務相談体制を整えたこと及び制度の活用について周知を図ってまいりました。また、令和6年10月には県立学校長を対象にリスクマネジメント能力の向上を目的としまして保護者等からの相談等があった際の初期対応をテーマに研修を実施したところでございます。

御指摘のとおり、教員や学校において問題を抱え込んでしまうことがないよう、管理職を対象としてスクールロイヤーの積極的な活用を促しながら迅速な課題解決を図る上での実効性のある研修の実施について検討してまいります。

○小西和子委員 どうしてこういうことを私がお話するかといいますと、弁護士の方から、管理職がよくわかってないんじゃないの、というお話をいただきました。その弁護士の方が、私も言いますけれどもどうぞ小西さんも言ってくださいねというように話があった次第であります。どうしても管理職は抱え込んで外に出さないようにというような、そんな管理職がまだいるのです。そうではなくて、もうこんな状態なので、力を貸してくださいとスクールロイヤーに相談できるような、そんな体制を取っていかねばならないなと思っております。

岩手日報にも、矢巾町の学校のことが載りましたが、実はそっちにもこっちにもああいう状況の学校が増えてきているのです。これはどこにでもあることだなというように言っています。それは、もう人が足りないのです。そして、経験豊かな教職員がもうこれ以上働いたら倒れると、大勢辞めましたよね。そんなこともあって、子供たちもじつくりと教職員が向き合う時間がなかなか取れないので、勉強がわからないのです。勉強がわからないので、騒ぎ出すのです、訳のわからないこと言われても面白くないわけです。ですから、やはり子供たちに向き合って、子供たちがわかるまで勉強するような体制を取っていかねばならないなというように思っております。そのためには、問題が小さいうちに専門家であるスクールロイヤーとかに相談をして、全校の教職員でその状況を共有して解決していく。校長の力とか、担任一人の力では、どうにもなりません。今本当に、子供たちはそれは悲鳴を上げているのです。全然勉強わかんね、何とかしてくれ、という状態が、暴力行為だったり、いじめだったり、そういうことにつながっている。教職員は生

傷が絶えませんよ。教職員が手を上げると問題になるなんて、子供たちはわかっていますから。だから、もうがんと暴力を振るうのだそうです。以前には骨折をするような、そんな中学校もありましたけれども。とにかくスクールロイヤーの活用について管理職に本気になって、本気になって研修を受けさせていただきたいと思います。

次に、働き方改革プランについてです。教育局長、来年度は文化スポーツ部の部長となりますが、なかなか質問する機会がなかったので、質問させていただきます。小学校、中学校の教職員の働き方の受け止めを教育局長に伺います。

○**菊池教育局長兼首席服務管理監** 教職員の働き方についてということでございますが、近年いじめや不登校児童生徒の増加、また学校におけるD Xの推進など学校を取り巻く環境というのは大きく変化しまして、教職員に求められる役割が拡大している中で、教職員の負担というものが増大しているというように認識しております。そうした中でも小中学校の教職員の皆さんには、日々子供たちの成長のために献身的に子供たちに向き合っていていただいております、深く敬意を表するところと感じております。

こうした環境の中で、子供たちによりよい教育を行うためには教職員自身のワーク・ライフ・バランスの確保というものが重要ですし、また教員が魅力ある仕事というように再認識されて、多くの若者に志してもらえるような環境の整備も重要と考えます。今後も引き続き市町村教育委員会と連携しながら県全体の学校の働き方改革を進めるとともに、教職員の確保に努めてまいりたいと思います。

○**小西和子委員** この後に質疑するのですが、県立学校の働き方はうまい具合に 80 時間以上の教職員が減っているというような話をしていますけれども、あれは虚偽の報告ということが働き方改革プラン推進会議でもはっきりしていますので、そのことは後でまた言います。よく小中学校校務支援システムが導入されたから、恐らく時間が短くなっているはずだという言い方をされますけれども、導入のときは誰が教えてくれるわけではないですから、本当に苦勞しています。小学校長会の声です。校務支援システム導入準備中だが、現場の負担感が大きい。とても苦勞しています。とんでもない、とんでもないことが起きています。

県立学校の時間外在校等時間が大幅に減少していると報告されましたけれども、80 時間を超えると産業医面談になるため、申告時間を抑える教員もいる。これは、もうみんな共有していることです。先生方はみんな共有している。産業医の面談はやりたくないのです。やりたくないの、それをオーバーしても短めに申告しているということが岩手県教職員働き方改革プラン推進会議でも明らかにされております。こうした発言は、多くの教職員が共有しております。記録の信頼性に疑問があるとの岩手県教職員働き方改革プラン推進会議に報告がありますけれども、見解を求めます。

○**大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監** 県立学校におきます時間外在校等時間でございますが、今年度の状況といたしまして、令和 6 年度第 3・四半期までの 80 時間以上の教員数は延べ 228 人でございます。令和 5 年度の同時期の延べ 914 人、令和元年度の同期

比の 3,752 人と比較しますと大きく減少しているというように認識しております。

一方で、職員団体から産業医面談を避けるために正確に出退勤時間を記録していない職員がいるという声があることは承知をしておりますが、職員の健康確保を目的に実施しております産業医面談の趣旨を踏まえ、仮に面談を避けるために正確な出退勤時間が記録されないということがあるとするならば、適切ではないというように考えております。時間外在校等時間の適切、正確な把握は教員の負担軽減に向けた取り組みにつなげていく上での基本となるものでありますので、引き続き会議等のさまざまな機会を捉えまして、適正な運用が図られますよう呼びかけてまいります。

○小西和子委員 組合でもそのように呼びかけて、実際にどのくらいオーバーしているかということをきちんと申告していなければ業務削減にもつながらないし、それから何よりも健康を維持していくということが困難になってしまうということになるわけでございますので、これは重要なことだなというように思っております。

では、今年度の働き方改革プランの成果と課題をお示しください。

○大森参事兼教職員課総括課長兼服務管理監 まず、今年度の成果というところで申し上げますと、先ほども申し上げましたとおり、令和 6 年度第 3・四半期までの 80 時間以上の教員数は延べ 228 人ということで、昨年と比べますと 700 人程度の減少となっています。また、働き方の見直しに係る実感などを定性的に把握するために、市町村立学校を含めた教職員を対象にアンケート調査を毎年度実施しておりますが、令和 6 年度におきましては健康で生き生きと業務ができていると感じているか、あるいは自分自身の自由な時間を確保できているかなどの項目で前年度よりも肯定的な回答が増加しております。こうした結果からも、一定の成果が表れてきているのではないかとこのように捉えております。

その一方で、県内の学校全体の働き方改革を進めていく観点から、各市町村教育委員会におきまして管内学校の働き方改革の推進に係る取り組み姿勢あるいは内容に差があることは課題と捉えております。今後も不断の業務の見直し等を行っていく必要があるというように考えております。

県教育委員会といたしましては、働き方改革プランに基づく取り組みを推進するとともに、市町村が策定をいたしましたプランの内容、取り組み状況の公表の促進、市町村に対する研修会の実施あるいは先進的取り組みの周知など、県内市町村の働き方改革の底上げにつながる取り組みを進めてまいります。

○小西和子委員 よろしく願いいたします。ぜひ小学校、中学校の働き方についても、現場に入って実際に体験してみてください。小中学校からいらしている皆さんもいらっしゃいますけれども、お願いいたします。

スクールサポートスタッフは他県の 10 分の 1、欠員は 44 人ということは、全国の小中学校と比べると各校 1 人ずつ少ない教職員で教育を行っているということでもあります。教員不足で担任外や副校長が授業に入るなど現場は逼迫しています。これは、岩手県 P T A 連合会——県 P 連からの先ほどの会議での発言であります。県 P 連も、こういうことが問

題だと思っているわけです。教職員は、もっと子供たちと向き合いたいと思っているのですけれども、教員不足と業務量の多さに疲弊しております。ますます教職離れが加速するのではないかと危惧しております。

続けます。岩手県の小学校の全国学習定着度状況調査の順位はずっと十何位だったのです。最下位とかと、自由民主党の某議員が言っていましたけれども、そんなはことなく、十何位でずっと推移していたのですけれども、ここ二、三年で急降下しました。いわて教育の日の講演の講師の資料で明らかになりました。それは皆さんごらんになっていると思います。現場から人が足りないというような大きな声が上がった時期と一致しております。不登校も増え、暴力行為も増えました。子供の教育を受ける権利を保障する岩手県の教育に戻すべきと考えます。

県教委の役目は、教育環境の整備を行うことと捉えております。子供たちが生き生きと学び、教職員が命と健康を大切に子供と向き合う時間を十分に取れる働き方に変えなければならぬと考えます。現在の学校現場の働き方は限界に来ております。国連子どもの権利委員会は、過度に競争的な教育システムが子供の精神的健康、つまりいじめとか不登校とか自殺とか、そういう悪影響を与えていると厳しく指摘して、早期改善、適切な措置を取るよう勧告し続けています。

全国学習定着度状況調査について、全国知事会からも都道府県で順位をつけても意味がないなど疑問の声が上がっております。ここで立ち止まって各種学習状況調査の在り方を考えるべきであります。欠員をなくして、欠員がゼロになった状況だったらですけれども、こんなに何十人もいるようなところで子供の教育を受ける権利を保障することのほうが重要であります。

この三つのことについて教育長に見解を求めるのですが、3月に入ってから県北地域の中学校の教職員が突然亡くなりました。この方は病気とは闘っておりましたが、今々大変だというようなことではなかったのです。前の日勤務して、次の日に病院に行くことで身支度をしていたら、突然倒れて呼吸が止まった。連れ合いの方は、救急処置をしたわけですが、戻ってこなかった。本当に悲しい出来事です。その学校は欠員のあった学校です。今その学校は欠員2で、それぞれ頑張っております。こういうことがまた起きないように、教育長、今の3点について答弁をお願いいたします。

○佐藤教育長 大きく3点についてお尋ねいただきました。

まず、近年の教員の採用選考における受験倍率の低下とか、教員の成り手不足の状況を見ますと、学校の働き方改革が喫緊の課題であるというように認識しております。そのため、働き方改革プランに基づいた業務削減の取り組みというものを進めるほか、教員不足解消に向けまして、これは県教委事務局が始めましたが、教育職員と事務職員の役割分担を見直しまして、令和7年度から段階的に事務職員が対応できるものは事務職員に切り替えるということで、教育職員を学校に配置するという取り組みをスタートします。また、一方で教員確保のために選考内容について見直しを行いまして、令和8年度の教員採用選

考から大学3年生の受験を可能としたほか、試験内容も見直しをするなどの新たな取り組みを進めることとしました。子供たちによりよい教育を行うためには長時間勤務の是正を図るということで、日々の生活の質あるいは教職員人生を豊かにするという視点も重要であり、そういう中で教員が創造的で魅力ある仕事というように再認識され、多くの若者に志してもらえらような状況をつくり出すために市町村教育委員会と連携しながら取り組んでまいりたいと思います。これがまず第1点目でございます。

それから、第2点目でございます。学力の点でございますが、ここ10年ほどの状況を見ますと、本県の小学6年生、国語では全国平均を上回り続けています。ただ、算数は平成30年以降全国平均を下回っている状況が続いております。こうした状況を踏まえまして、県教育委員会におきまして、これまでの施策、それから指導の在り方等について見直しを図り、令和6年度から新たな重点事業を立ち上げました。これは確かな学力育成加速化事業費でございますが、関係校種あるいは市町村教育委員会と連携強化を図りながら、学習指導要領の着実な実施に向けた支援体制の充実を図ってきております。

それから、体制整備につきましては、先ほど教員と事務職員の役割分担の見直し、あるいは採用選考の見直しなども合わせて進めるということにしております、いずれさまざまこうした取り組みを通じて子供たちの生きる力を身につけられる学校教育をさらに高めていきたいというように考えております。

それから、学習状況調査の在り方について3点目でございます。これは児童生徒一人一人の学習の定着状況と分析結果から、つまずき内容や要因等を把握して一人一人伸ばす指導の充実、教員の指導力向上を図るために実施しておるものでありまして、実施に当たっては序列化や過度な競争が生じないようにするなど十分配慮しながら進めてきておりまして、令和3年度からは2教科に精選して実施しておりまして、今後ICTの活用を見据えながら適切に取り組んでおります。

全国の状況を見ますと、全国知事会からも先般国に対して意見が出されました。それを受けて文部科学省では全国的な学力調査に関する専門部会議会におきまして、その結果の提供、公表方法の在り方等について、今まさに検討されているという状況でございます。これをしっかり注視してまいりたいというように考えております。

○上原康樹委員長 小西和子委員のこの際質疑は以上で時間が終わりました。

この後も質疑は続きますけれども、この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○上原康樹委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○飯澤匡委員 それでは、きょう説明がありました次の学校教育の基本的な考え方について、以前質問した内容とも重複するのですが、現在私の地元地域で起こっていることも含めて紹介をさせていただいて、参考にして今後に生かしていただきたいという意味を込めて質問します。

今回の5本柱のうち、4番目の地域や地域産業を担う人材の育成、これは生徒数が減っていく中で大変大事な観点だというように思っております。地域でどういう人たちを残していけるのか、地域愛をどうやって育んでいくとか、これはどんどん、どんどん重要な観点だと思います。

そこで、前回も話しましたがけれども、どういう学校に行きたいかというのは、生徒の希望というものが、非常に生徒の気持ちを酌むというのは、それはいいのだけれども、どうも安易な進路指導があるのではないかと。これは実際に私の関係者から聞いた話ですので、そこは4番目の地域や地域産業を担う人材の育成に絡めて、しっかり中学校の進路指導にも地元愛であるとか、地域の産業振興だとか、そういうのも含めて浸透させていただきたいと思います。

そして、もう一つ、私は県議会議員ですから、地域の中学校の行事とかは、本当は招待されないのだけれども、卒業生ということもあるので、必ず呼ばれていたのです。だけれども、最近はやっぱりコロナ禍で一気に様相が変わってしまった。

それと、もう一つ。地域の校長先生ではないのですよ。前は、私の地元の東磐井地域というのは大変教職員の出る地域で、学力テスト反対闘争なんかでも大分頑張った先生がたくさんいて、それぐらい教育熱の高いところでしたけれども、今やそうではないのです。いろいろなところから来て校長先生をやる。教職員もそうなのです。ということは、地域事情に対して明るくないのです。だからこそ本当はいろいろな節々で、例えば校長先生とか、それから副校長先生とかとお話をして、そういう機会というのは求めるべきなのだけれども、どういうわけか最近の傾向としてはあまりうるさく言うような人とはというような、何かやっぱり学校と与えられた責任範囲の中で終結させて、あまり広く学校教育のためによくしようという考えが、さっき言ったようなコロナ禍もあってそういう考え方が残念ながららぼんできているのではないかと。これはもう一回、この4番目に掲げたことの意味を全体的に行き渡らせる、そしてまた生徒数の減少によって学校の規模というものも見直しされて、これはこれでそれに合った形で進むというのは大変いいことだと思うのですが、これだけまず申し上げて所感を聞いて、これで終わりにします。よろしくをお願いします。

○西川高校改革課長 先ほどの地域や地域産業を担う人材の育成でありますけれども、飯澤匡委員からも紹介ありましたとおり、中学校でのキャリア教育とかも重要になってくると認識しており、それからまた前回質問をいただいたときにその後調べたのですけれども、キャリアパスポートというものがございまして、小中高、それから大人になるに従って、それを引き続きつないでいくというようになっております。そういった形で児童生徒がそれぞれどんな将来職業になりたいかということをしっかり教える先生も指導するような体制づくりが必要と考えております。御承知のとおり中学校卒業予定者数の推移がかなり減っていく中、また新聞報道でもありましたけれども、この3年ぐらいで3,000人ぐらいの雇用計画が必要という状況がある中、専門高校の数は2,000人強というところなので、このところにつきましても考えながら教育環境の構築に向けて進めてまいりたいと思います。

いずれ地域産業を担う人材育成は大変重要な課題と捉えておりますので、しっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願いします。

○**斉藤信委員** きょう県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～の説明があるということは直前に聞いたものですから、十分に準備できませんでしたが、先ほどの説明で、7ページ、先ほども質問が出ましたけれども、地区割の変更と通学区域と、これはどういう違いなのか。

○**西川高校改革課長** 通学区域の話なのですが、現行の岩手県立高等学校の通学区域に関する規則を御紹介させていただきますと、例えば岩手中部学区というのは県立花巻北高等学校、県立花巻南高等学校、県立大迫高等学校、県立黒沢尻北高等学校、県立西和賀高等学校になるのですが、こちらの学区に属する区域には花巻市、北上市以外に遠野市のうち小友町及び合併前の上閉伊郡宮守村の区域、また紫波郡紫波町、和賀郡西和賀町が入っているような形で、通いやすいところにつきましては学区を分けて、共通学区のような形で存在させて、今分けている状況となっております。

○**斉藤信委員** 私が聞いたのは、地区割の変更ですよね。この地区割というのは学校配置、その通学区域というのは、いわゆる学区。入学のときの10%というのはこれになるわけですよね。これが何で違うのか、違うメリットはどういうものがあるのか。

○**西川高校改革課長** そちらのほうにつきましては、まず小中学校、義務教育との接続の関係で、教育事務所の管轄が今そのようにわかれており、そのようなことからこういった地区割に変更させていただいたところです。大きなメリットと言われますとなかなか説明しにくいところがあるのですが、いずれ義務教育との接続というのが一番の理由かと思われれます。

○**斉藤信委員** あまり整合性がない感じですね。だから、もう少しこれは吟味して。要は地区割が6地区で、通学区域は8学区です。整合性がないなというのがまず一つです。

あと二つ目に、これが策定されると、今の県立高校再編計画は令和7年度まで。そうすると令和8年度から新しい計画。そしてこれから恐らく前期計画がつくられると思うのです。このビジョンの策定後、前期計画というのはいつ頃をめどに策定されるのか。いわば議論になるのは、具体的な校名が入ってどうなるかというときにかんかんがくがく議論になるわけです。だから、総論は総論でありあまり反対しない。そういう意味で、具体的な計画が出たときに、本当にみんなが納得するというものが必要だと思うけれども、その見通しを示してください。

○**西川高校改革課長** 次期高校再編計画につきましては、ことしの秋頃に具体的な高校名まで入ったもので、前期5年間の分について公表することとしております。

○**斉藤信委員** 秋頃ね。学級編制についてはいつも8月上旬の公表ですよね。その後ということになりますか、セットですか。

○**西川高校改革課長** 現時点では秋頃ということでお話ししておりますが、8月の閉会中の常任委員会という可能性も若干あるとは思いますが。

○**斉藤信委員** だとすると、かなり短期間に具体的な前期計画を示されるということで、これはしっかり慎重にやっていただきたい。

それで、県立南昌みらい高等学校はもう4月から統合になるわけですがけれども、県立盛岡工業高等学校の移転、そして旧県立盛岡南高等学校の改修が必要になりますよね。これは、いつまでにどういう計画で行われるのですか。

○**西川高校改革課長** 盛岡工業高校の盛岡南高校校舎への移転につきましては、今の計画とセットというように認識しておりますので、財政当局と相談しながら予算の範囲内でしかるべき時期に予算措置をするよう要求していきますけれども、大規模改修には恐らく3年ぐらいかかりますので、今南昌みらい高校の体育館があのようなことになっていますけれども、3年ぐらいは体育館は使えるものと見込んでおります。

○**斉藤信委員** そうすると、盛岡工業高校の移転というのは、今の現計画を継続して、早ければ令和7年度にも着手すると、こういうことですね。令和7年度にも着手すると。

○**西川高校改革課長** 令和7年度予算案にはその分の予算は計上されておりませんので、令和8年度以降になるかと思います。

○**斉藤信委員** わかりました。南昌みらい高校の体育館問題で先頃報告がありましたが、その後変化はありませんか。

○**佐々木学校施設課長** 前回2月28日の文教委員会で現在の状況を御報告させていただきましたが、今のところそれ以降進捗がございませんので、また何か進捗があり次第、しっかりと議会に説明をさせていただきたいと思います。

○**斉藤信委員** わかりました。それでは、準備したものに入ります。

学校給食費の無償化、給食費値上げの状況と市町村の対応についてお聞きします。無償化の実施状況、そしてその財源、給食費値上げの状況と市町村の支援状況を示してください。

○**中村保健体育課総括課長** まず、全国の学校給食の無償化の実施状況についてでございますが、文部科学省が令和5年9月1日現在で全国の自治体に調査した結果では、全国1,794自治体のうち小学校、中学校段階で全員を対象に無償化を実施しているのが547自治体、全体の約30%、小学校、中学校段階で支援要件、例えば第3子以降など設けて無償化を実施しているのは145自治体で、全体の約8%となっております。

県内の無償化の実施状況についてでございますが、令和6年度における県内の市町村の状況は、全員を対象に無償化を実施しているのは11市町村、県内でこれは約30%、第3子以降を無償化しているのは2市町、約6%、財源については無償化を実施している13市町村において自己財源が主であり、そのほかにふるさと納税などを活用している状況でございます。

○**斉藤信委員** 給食費値上げと市町村の対応状況は。

○**中村保健体育課総括課長** 給食費の値上げの状況についてでございますが、令和6年11月時点で米、野菜、肉など、食材の購入経費を年度当初額から増額または増額予定として

いたのが 23 市町村、年度当初額の範囲内で対応するとしていたのが 10 市町村となっております。食材の購入経費を増額または増額予定としていた 23 市町村については、7 市町村で全額無償化、16 市町村で価格高騰分を補助しており、保護者に負担をかけないよう対応しているところでございます。

○**斉藤信委員** わかりました。食料品、米も含めて本当に価格が急騰している。米なんかは、この 1 年間で倍ですから、昨日のニュースなんかは 5 キロ 4,000 円を超えたという、本当にそういう中での給食費、値上げはもうやむを得ないと思いますし、しかし今回は盛岡市を含め全市町村が補助して、保護者の新たな負担はない、こういうことでわかりました。

次に、不登校対策についてお聞きいたします。これは、今定例会でもたくさん取り上げられたのですが、私はもう一步中途半端な議論に終わっているなと思って、改めてお聞きします。不登校の児童生徒の居場所はどうか、県内の不登校の実態と含めて示してください。

○**千田生徒指導課長** 不登校児童生徒の居場所についてですが、県教育委員会では学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒のための校内教育支援センター、家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒のための教育支援センターの設置促進に取り組んでいるところです。

文部科学省の調査によると、令和 6 年 7 月現在における本県の校内の教育支援センターの設置率は公立小学校 103 校で 38.7%、公立中学校 88 校で 61.5%であり、公立小中学校における設置率は 46.7%で、全国の 46.1%とほぼ同様の状況にあります。

市町村の教育支援センターについてでございますが、令和 7 年 1 月末現在で、県内 33 市町村のうち 27 市町で教育支援センターを設置している状況です。

○**斉藤信委員** 私が聞いたのは、不登校になっている児童がどこにいるのかと、その居場所を聞いたのです。教育支援センターの設置率というのは、これ設置しただけの話で、そこに何人不登校の子供がいるのか、校内教育支援センター、これもたくさん設置されているけれども、何人そこを利用しているのか、フリースクールは何人なのか、そこに入っていない不登校はどれだけいるのか、このことを聞いたのです。

○**千田生徒指導課長** まず、校内の教育支援センターを含みます別室に登校している子供たちでございますが、本県の独自調査でございますが、646 名いるところでございます。

それから、教育支援センターでございますが、こちらにつきましては令和 7 年 1 月末現在で 253 名利用しているところでございます。

○**斉藤信委員** フリースクールは。

○**千田生徒指導課長** フリースクールは、こちらも県独自の調査でございますが、192 名利用しているところでございます。

○**斉藤信委員** 私が昨年 12 月に聞いたときに、その数は訂正したのではなかったですか。一番新しい数字はもっと減っていたのではないですか、違いますか。後で精査してみてください。

ださい、これ12月にも聞いているので。

それで、小中高不登校は3,052人なのです。だから、今教育支援センターが253人、校内の教育支援センターが646人、フリースクールは今の数で言うと、これ1年前の数ではないかと思うのだけれども、192人。そうすると、これは1,000人ぐらいになりますか。そうすると、あと2,000人はどこにいるかわからないということになるのです。私は、ここが深刻なのだと思うのです。だから、そういう意味で居場所につながっているのが1,000人前後と、これはこれで貴重なことです。ただ、校内教育支援センターに646人と言いますけれども、いわば校内にそういう居場所をつくと、これ不登校でなくなるのだよね、違いますか。今までそうでしたね。校内で学校の門をくぐると、これタッチ登校でも不登校にならない。だから、そういうように把握されているのかいないのか、646人は。

○千田生徒指導課長 不登校の子供たちでございますが、学校に登校しながら年度間で連続または断続して30日以上欠席した子供たちが計上されているものでございます。学校に通っている生徒も不登校の中には多くいるところでございますが、教室には入れない子供たちは校内教育支援センター、学校に通えないところは教育支援センター、そういったところで対応しているものでございます。

○斉藤信委員 私が今まで聞いている範囲では別室登校、学校に来るともう不登校でなくなるのですよ、本当に。タッチ登校でもそうなのです。そういう努力しているということは、私は認めるけれども、不登校というのはそういう意味ではかなり限定されたものなのです。

それで、来年度の予算に校内教育支援センターについて11人ですか、配置の予算がついたと。校内教育支援センターというのは何校にあって646人、何校あって、今そこに対して教員が配置されているのか、支援員が配置されているのか、その数はどうなっているか教えてください。

○千田生徒指導課長 校内教育支援センターにつきましては、小学校におきまして103校、中学校におきましては88校設置しているところでございます。校内教育支援センターにおいては、校長のリーダーシップの下、教諭や養護教諭を中心として、学校によっては支援員などを配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言も得ながらチーム学校として児童生徒のペースに合わせた学習のサポートや相談対応を行っております。このため、県教育委員会では教員の児童生徒支援加配や国庫補助事業を活用した学校生活サポートの配置により運営を支援しているところでございます。

支援員でございますけれども、こちらにつきましては小学校で支援員が31名、中学校では66名、小中学校合わせて97名の支援員を確認しているところでございます。

○斉藤信委員 教員は、担任を持っていたり、それでなくたって本当に余裕がない、時間がない。そういう中で、校内の教育支援センターを設置するとしたら、それは積極的なことなのだけれども、必要な人員配置しないと機能しないのだと思います。今の答弁だと、97人ですよ、191校に97人の支援員しか配置されていないと。人がいないで校内研修な

のです。だから、校内教育支援センターに行くと、先生が面倒見てくれない、まず。もう二、三時間で終わってしまうと。せっかくこういう校内教育支援センターを設置するなら、私は不登校の問題というのは、今の教育の大問題の一つだろうと思います。ここに本格的に人的な体制を取って、学校に来るといのはまだいいほうなのですから、そういう子供たちが安心して、そしてくつろげるし勉強もできるという、それはそれなりの支援体制を取らないとできないのだと思います、形だけでは。だから、来年度県教委が若干の支援員の配置、若干ですよ、あれ 11 名ではなかったですか。焼け石に水みたいな感じなのだけれども、校内教育支援センターが本当に機能するためには何が必要か、そういう実態調査、これをやられているでしょうか。

○千田生徒指導課長 校内教育支援センターの実態調査ということでございますが、校長先生や、あるいは市町村の教育委員会からも情報等はいただいているところでございます。

今回 11 人を計上したところでございますが、市町村の教育委員会の希望等を踏まえながら進めているところでございます。なお、校内教育支援センターにおける好事例も収集しているところでございます。こちらにつきましては、今後もさまざまな研修会や会議などで各学校に周知してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 ぜひ実態調査をして、文部科学省も校内教育支援センターを積極的に推進していますよね。ただ設置すればいいという話ではないのです。本当に問題、悩みを抱えている子供たちが、そういうところだったら来れると。しかし、そこで相談できる、学ぶことができる、くつろげる、そういう体制がなかったら、行ったけれども、誰も面倒見てくれる人がいませんでしたと、実際そうなっているのです。本当にここに魂を入れる、形だけつくるのではなくて、魂を入れて、しっかりやっていただきたい。

先ほどの 97 人支援員配置というのは、結局市町村が独自に配置しているということなのですね。

それと、もう一つ不登校問題で、私は 12 月にも指摘したのだけれども、小学校 1 年生、2 年生がこの 2 年間で 2 倍以上に急増しています。大変深刻です。これは新しい特徴なのです。そして、これは県内のフリースクールの調査でしたけれども、保護者の 2 割が仕事を辞めている。いわば低学年の子供が不登校に陥ったら、家に一人置けないわけです。本当に大変なのです。だから、私はそういう意味では、2 割も仕事を辞めざるを得ないというのは大変な問題なのです、家庭にとっては。ここをどのように支援するのか、その点はどう実態を受け止め、把握しているでしょうか。

○千田生徒指導課長 不登校の実態でございますけれども、令和 5 年度、本県の公立小中学校の不登校児童生徒、小学校において学年が上がるごとに増加している状況でございます。県教育委員会では各学校において、さまざまきめ細かな把握に努めているところでございます。児童生徒理解支援シートを活用しながら、必要な支援の内容等について関係者で共有を進めるよう研修会などでも働きかけているところでございます。

○斉藤信委員 やはり深刻な実態が伝わらない。わかっているのだろうけれども、残念な

がら。不登校が急増して、全国的にも、県内でも増加がやまないと。それで、この要因、背景の問題について、今度の議会の答弁を聞きますと、子供の責任に転嫁しているのです。子供が不安定だとか、気力がないとか、これは結果なのです。それが要因でも原因でもないのです。

文部科学省の委託による不登校の要因分析に関する調査研究報告書が昨年3月に公表されました。これはもう読まれていると思います。ここでは、先生の回答、不登校の子供の回答、保護者の回答、これら三つ合わせて分析検討しているのです。例えば子供たちの回答で見ると、26.2%がいじめの被害を訴えている。そして、先生から厳しく怒られた、体罰、これが16.7%、さらに先生と合わなかったが35.9%、いわば教師の態度や指導方法が不登校の要因になっているという、これが不登校の子供の訴えです。学校の決まり、これは制服、給食、行事等への不応、これも高いものがありました。多様性を重んじる今の時代に反して、画一的なルールや活動、枠組みの中で児童生徒を受け入れるしかない問題の問題、これは学校風土の問題と指摘されていますけれども、だから子供たちが不登校に陥る、子供たち自身が訴えているのはいじめだったり、先生の言動、体罰だったり、そして学校風土の問題、これがかなりのところを占めるのです。だから、何で毎年のように増えるかという、そういう学校の体質が変わっていないから、そこに対応できない子供たちがある意味繊細でデリケートな、そういう子供たちが追いついていないで、無理無理合わせようとして限界に来るのが不登校なのです。だから、不登校の子供たちの要因、原因というのをしっかりつかんで、一番大事なのは不登校をつくらないためにどうするか。学校の魅力化と言っていますけれども、今子供たちが訴えているような状況を学校風土の問題として解決する、その根底に競争と管理の教育があるのです。そこを自覚しなければ、この不登校の問題というのを本当に予防もできないし、解決もできない。結局増える不登校をどうするかという、そういうその場、その場の対応にしかないのではないかと思います、いかがですか。

○千田生徒指導課長 令和6年3月に公表されました文部科学省委託事業不登校の要因分析に関する調査研究報告書では、いじめ被害、教職員への反抗・反発、教職員からの叱責等については教師と児童生徒、保護者の回答割合に違いが見られたというようなことは承知しているところでございます。教師の行動、学校風土の改善ということも求められており、学校のルール設定、活動の設定、教師の態度や指導方法は学校風土を形づくる要素であるということから、学校風土の向上は不登校の予防につながるものと考えております。COCOLOプランで述べられている学校風土の見える化、快適で温かみのある学校としての環境整備などを進めていく必要があると認識しております。

○斉藤信委員 不登校の問題は、私は絶対に子供の責任にしてはならないというように思います。そこに追い込んでいる教育、学校の問題、そこをしっかり受け止めて、改善に取り組まなくてはならぬのではないのか。

もう一つ、不登校・ひきこもりのこども支援に関するアンケート調査、これは令和5年

7月に発表されているのですけれども、総務省がこういう調査をやっています。その特徴は、保護者の方々は子供が不登校になったときにどこに相談すればいいかわからない、どういう支援を受けられるかわからないという回答が多数でした。だから、不登校になった、なりそうだというときに、どこに相談すればいいのか、どういう支援策があるのか。例えば校内教育支援センターもそうだし、市町村の教育支援センターもそうだし、フリースクールもそうなのです。あと、相談機関です。そうなったときにすぐ相談が受けられる、そして支援策、それがわかって活用できるということが大変切実な声として出ているのが総務省の調査でありました。

この間、皆さんがフリースクールの方々などを対象に開催した不登校支援フォーラム2024で、父母の方が訴えていましたよね。保護者が一緒になって悩むのです、子供と一緒に。だから、そういう意味でいけば保護者への支援、私はそれがすごく大事だと思うけれども、その相談体制、支援制度やその徹底、これはどう行われていますか。

○上原康樹委員長 斉藤委員、既に時間が来ています。

○斉藤信委員 あともう少しで終わります。

○千田生徒指導課長 不登校児童生徒のいる家庭、保護者への支援についてですが、県教育委員会ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置や総合教育センターのふれあい電話などによる家庭や保護者への相談支援に当たってきたところでございます。来年度は、これらの取り組みに加え、新たに児童生徒や保護者に対する支援や相談に関する情報が一体的により確実に届くよう支援ガイドの作成やポータルサイトの構築など情報発信を強化するなど一層の支援に取り組んでまいります。

○斉藤信委員 終わります。支援ハンドブックみたいなものをぜひつくってやっていただきたい。

○小林正信委員 県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～の中で、47ページのところの県政課題等に対応した人材育成に関する取り組みについてなのですが、その中で医学教育——やはり岩手県は医師の不足に大変悩まされている県でありますので、こういうコースを設置するのは本当に大事なことなのだろうと思うのですけれども、ただこの医学コースの設置を検討していく中で、どういう設置の考え方なのかというところを少し確認させていただきたいと思います。例えば県内で1カ所の高校にそういう特別なコースをつくるのか、それとも人材を地域で育てて、そしてその地域でお医者さんになってもらおうという形で、幾つかそのような高校をつくるというようにするのか。設置の考え方というのは、もう既にそういう方向は考えていらっしゃるのか、まずは伺いたいと思います。

○西川高校改革課長 医系進学コース設置の方法ですけれども、医学部進学を目指す生徒が一定数以上在籍する学校が想定されるというように思っております。そういった中で、難関大学を志望する生徒が選択する傾向が見られるところの高校、理数科があるところなどが想定されているところでございます。

○**小林正信委員** そうなると、そういう意味ではどこか1カ所に集中してつくるということもそうかもしれないけれども、分散するという考え方もあるというように捉えていいのか、そこまで検討が進んでいないのかというあたりは、まだ検討は進んでいないのでしょうか。

○**西川高校改革課長** 具体的な検討はこれからになりますが、実は沿岸地域にも医学部のほうに進学している方もいらっしゃるので、そういった局地的なものでは判断しないで、もっと総合的に判断して、その辺につきましては幅広く検討してまいりたいと思います。

○**小林正信委員** ぜひともそういったところの検討もしながら、どういう形が一番いいのか検討を進めていっていただきたいなと思いますし、それに関連いたしまして、私は以前に県立高田高等学校について取り上げさせていただきました。今東日本大震災津波から14年経過した、そして人口減少は加速度的に進んでいるという状況で、この委員会でもいわて留学などという沿岸被災地のみならず各地域との関係人口の増加に資する取り組みについても質疑が交わされてきたところでございますけれども、東日本大震災津波が契機となった県立高田高校とクレセントシティ市の交流、これはとても大きな関係人口なのだろうと思います。まず、高田高校とクレセントシティ市の交流の状況についてお伺いしたいと思います。

○**中村高校教育課長** 御指摘のとおり、東日本大震災津波以降の平成25年度から両校の間で生徒及び教員の相手校訪問が行われておりまして、授業や部活動等に参加しております。令和2年度から令和4年度はコロナ禍にあってもオンラインや手紙による交流が継続され、実習船漂着から10年目となった昨年度は訪問交流が再開されまして、6月にクレセントシティ市からの訪問団が陸前高田市を訪問し、デルノーテ高校の生徒2名が高田高校で1週間から1か月間程度の学校生活を送りました。今年度は、6月20日から27日までデルノーテ高校の生徒4名、教員1名、クレセントシティ市の教育委員会から1名が高田高校を訪問し、授業や学校行事に参加いたしました。また、ことし1月5日から12日まで高田高校の生徒9名、教員2名、市の職員1名がクレセントシティ市を訪問し、生徒はホームステイをしながらデルノーテ高校に通い、授業に参加したり日本文化を紹介するなどしており、こういった相互交流を通じて両校の交流がさらに深まってきております。

○**小林正信委員** 今のような状況だと、高田高校の国際色というか、海外に飛び出していくという、そういう機運がこの10年間でも非常に高まってきているのかなというように思います。陸前高田市としても、クレセントシティ市と高田高校の交流というのは末永く続けていこうというように望んでいるところでありまして、このように今までの交流から国際色が強くなってきたということで、高田高校に例えば国際学科を設置して、クレセントシティ市とも防災教育の面でさらに交流連携をしていきたいという考えもあるようです。この高田高校への国際学科の設置について、県教育委員会と陸前高田市との間で協議などはあったのか、もしあったならばその状況についてお伺いしたいと思います。

○**西川高校改革課長** 陸前高田市から高田高校に対して国際学科の設置の相談がなされて

いるところは承知しておりますが、県教育委員会のほうには正式に何かしら御相談があったところではないところです。

そういった中で、県立高校の新たな学科の設置や学科の改編につきましては、県立高等学校再編計画の策定時に社会の変化や児童生徒及び保護者のニーズ、地域が必要とする人材、中学校卒業生数の推移予測といった多角的な視点から検討の上、実施してきたものがありますので、高田高校におきましても同様に検討する必要があると考えております。

○**小林正信委員** 今後は市と県教育委員会との少しずつそういったところの話し合いを進めていく必要があるかもしれませんし、設置しても果たしてそんなに入る人があるのか、定員が埋まるのか、ニーズがあるのかと、そういった点、さまざま検討すべき課題があるかと思うのですが、関係人口のさらなる増加、そして沿岸被災地の振興という観点からも取り組みは進めていくべきではないかと考えております。

陸前高田市では、今後を見据えて秋田県の国際教養大学と連携して来年度には高田高校の生徒、また地元の中学生に国際教養大学の英語合宿に参加してもらおうという考えもあるようでした。国際教養大学のほうも今後陸前高田市の高田高校の国際的な広がりというところについては、ぜひ力を貸していきたいみたいな話を学長がされていたという話でございますので、例えば学科とかコースを設置するに当たっては、国際教養大学からも力を貸していただけるのではないかなというような期待もしているそうです。

まず、学科というよりも国際コースから始めるという考え方もあると思いますけれども、県としても学科設置の課題についての考え、また将来的な設置に向けての考えをお伺いします。

○**西川高校改革課長** 陸前高田市の中学校卒業予定者数は、今後大きく減少し、令和20年3月の同市における中学校卒業見込数は70人を切るなど、今後も大幅な生徒の減少が見込まれる状況となっております。このような状況を踏まえ、教育の質の保障、教育の機会の保障を図りながら、生徒の希望する進路の実現、地域を担う人材育成に向けた教育環境の構築の課題と捉えております。新しい学科の設置、いわゆる学科改編につきましては、条例、規則の改正及び学習指導要領に基づく一定の専門教科を含む教育課程の編成が必要であります。

一方で、学科改編等によらず、まずは現行の普通科文系コースの英語科目などの単位数を増やすことにより、生徒や地域のニーズに沿った教育内容の充実を図るといった方策もありますので、県教育委員会といたしましては引き続き関係者による生徒や保護者のニーズ把握や、同校と陸前高田市の意見交換に対し適切に助言してまいります。

○**小林正信委員** いわて留学という話もありましたけれども、高田高校は国際教養大学とかクレセントシティ市、こういうところで国際色が非常に強くなってきているというところを考えると、エリア外から国際的なことに触れたいという学生が高田に来るような、そういった展開も今後考えられますので、学科設置はなかなかハードルも高いのかもしれませんが、コースからでも始めていただくというのも大事なのかもしれませんし、そ

こをしっかりとアピールして陸前高田市の関係人口も増やす、陸前高田に思いを寄せる人を増やす取り組みの一つに資するかなと思いますので、ぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

次に、私も不登校対策に関してスクールソーシャルワーカーについて伺います。まず県内のスクールソーシャルワーカーは市町村が設置している場合もあるかと思いますが、その状況と県で設置しているスクールソーシャルワーカーの各教育事業所への配置状況をお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 スクールソーシャルワーカーの市町村の状況についてですが、令和6年度は北上市、花巻市、大船渡市、釜石市、大槌町、久慈市の6市町で独自に配置している状況でございます。

県教育委員会のスクールソーシャルワーカーにつきましては、エリア型スクールソーシャルワーカーとして6教育事務所にそれぞれ1名ずつ、それから訪問型スクールソーシャルワーカーは県内で12名を配置しているところであります。

○小林正信委員 県として、市町村が設置しているスクールソーシャルワーカー、これの設置時に係る支援等を行っているのかと、また例えば市町村でやっているスクールソーシャルワーカーと一緒に県のスクールソーシャルワーカーの研修を行うとか、情報交換を行うとか、そういう取り組みは行っているのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

○千田生徒指導課長 市町村のスクールソーシャルワーカーの支援等についてですが、県教育委員会では県社会福祉士会と共同開催により地域の子供や家庭の支援を行う社会福祉士などを対象としたスクールソーシャルワーカー養成研修やスキルアップ研修、関係者同士の連携を図るネットワーク会議などを行っています。研修や会議の参加者は、県教育委員会で任用しているスクールソーシャルワーカーのほか、市町村教育委員会のスクールソーシャルワーカーや福祉の担当者、医療関係者、弁護士、教員などさまざまな職種の方がおり、具体的事例を通して各関係機関の取り組みの共有、社会福祉などの専門的知識や技術の向上などを図り、地域の支援体制の充実に取り組んでいるところです。

○小林正信委員 わかりました。予算特別委員会の質疑で、令和7年度は盛岡教育事務所管内のスクールソーシャルワーカーが1名いるというように私は理解しております。その上で、盛岡市もスクールソーシャルワーカーを独自に配置するということですが、これは令和8年度からと伺っておりますが、7年度は盛岡教育事務所管内は1名少ない体制で行うという理解でよろしいのかお伺いします。また、その場合、体制とか、あとは子供たちに対する手当は大丈夫なのかお伺いします。

○千田生徒指導課長 盛岡教育事務所管内のスクールソーシャルワーカーの体制についてですが、令和7年度はエリア型スクールソーシャルワーカー1名、訪問型スクールソーシャルワーカー2名の計3名で対応する体制となっております。スクールソーシャルワーカーは市町村教育委員会からの要請により派遣する体制となっており、これまでの派遣実績などを踏まえ、現在盛岡教育事務所で各市町村への派遣計画を作成しているところです。

○**小林正信委員** 端的に言うとも盛岡教育事務所管内4名だったのが3名になるという理解でよろしいのか、その辺りお伺いします。

○**千田生徒指導課長** 令和7年度は4名から3名になるということになります。

○**小林正信委員** 1人のスクールソーシャルワーカーが抱えている児童生徒数は、多い場合で80名を超えていると言われています。令和7年度スクールソーシャルワーカーが1人減るということは、教育事務所管内で対応できる児童生徒の数が減るということであり、盛岡で8年度からスクールソーシャルワーカーを増やすということなのだけれども、これは令和8年度まで減らすことを待てなかったのか、その理由についてお伺いします。

○**千田生徒指導課長** 削減の理由でございますけれども、子供たちの状況も多様であり、児童生徒一人一人の実態を把握しながら対応することが重要であるというように思っております。現在小中学校では、教育事務所において指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、在学青少年指導員などが中心となり、管内の市町村教育委員会からの情報を基に、子供たち、児童生徒の状況の把握に努め、対応しているところでございます。令和5年度から配置したエリア型のスクールソーシャルワーカーによりまして、各教育事務所組織的対応を強化しているところであり、今後も一人一人の状況をきめ細かく教育相談体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○**小林正信委員** 理由を聞いたのですけれども、理由がわからないのです。知事は生きにくさを生きやすさにと常々申している、教育委員会ももちろんそれを共有している。スクールソーシャルワーカーを7年度だけは1人少なくということなのですから、それでもこの1年間スクールソーシャルワーカーが1人少ないということは、生きにくさを感じている児童生徒に手を差し伸べる機会がこの1年間は失われると。生きにくさを生きやすさにとの考え方に逆行しているのではないかというように思います。盛岡市でスクールソーシャルワーカーを増やしても、だからといって県で減らす必要もあつたのかなというようには私は思います。4人いて、5人になるなら、さらに多くの生徒に支援することができると、そういった県の対応にも疑問が残るところであります。岩手県の財政が厳しいことは承知しておりますけれども、生きにくさを生きやすさにとの考えに基づくならば、不登校対策はさらに力を入れるべき分野なのだろうと思います。先ほどの斉藤委員の質疑でもございました。教育委員会にはスクールソーシャルワーカーの育成、確保、拡充に力を入れていただきたいというように思います。

次に、フリースクールについて伺います。予算特別委員会の総括質疑において、他県の事例を把握するとの答弁でしたが、教育委員会として把握している他県のフリースクールの真意について伺うとともに、それに対する教育委員会の評価をお伺いします。

○**千田生徒指導課長** フリースクールの他県の取り組みの状況についてですが、11の都府県においてフリースクールを対象とした補助金などの財政支援が行われており、長野県や茨城県では県独自に活動目的、開所日数、学校との連携、利用児童生徒数などの補助要件などを定め、要件を満たしたフリースクール等に支援するなど、さまざまな取り組みがな

されているものと承知しております。

○**小林正信委員** もしわかれば、幾らぐらいの予算でそれをやっているのかというのはわかりでしょうか。わからなかったらいいです。

○**千田生徒指導課長** 予算額は承知しておりませんが、例えば長野県であると居場所支援型ということで年間 48 万円から 60 万円、学び支援型ということで年間 140 万円から 200 万円、茨城県では 1 施設当たり年間 100 万円などを限度に補助しているところでございます。

○**小林正信委員** わかりました。ありがとうございます。フリースクールの支援については、国にも要望を上げているとのことでしたけれども、要望について国からの回答などはあったのか、お伺いします。

○**千田生徒指導課長** 要望に対する国の回答についてですが、全国都道府県教育長協議会及び全国都道府県教育委員協議会において、昨年 11 月、国に対してフリースクール等民間団体への経済的支援の在り方について、フリースクールの定義、フリースクールなどへの補助の考え方や方法、評価基準、補助額などの統一的な見解や財政措置を含め、速やかに検討し、必要な措置を講じることを要望したところですが、現時点において国からの回答はない状況です。

○**小林正信委員** わかりました。国がどのように考えているのかというあたり、せっかく要望したので、引き続きその辺りは国とも要望の確認などもできればいいのかなというように思うのですが、教育長はフリースクールの支援について、必要な支援の在り方やどのような支援が可能かなど国の動向や他県の取り組みを注視していくというように述べられました。教育委員会は、県内のフリースクールとこれまで十分な連携を取ってこられたと認識しております。国の動向や他県の取り組みを注視することも重要ですが、岩手県内の課題なので、県内のフリースクールの取り組みを注視して、それを把握して連携会議では十分な意見交換を行い、要望があればそれに応えていくことが必要ではないかと思えます。教育長の御所見をお伺いします。

○**佐藤教育長** フリースクールは、子供たちの居場所としての役割を担うほか、学習支援あるいは体験活動を行うなど、児童生徒の状況等に合わせた取り組みを行っておりまして、これまで県教育委員会としましては国の教育支援体制整備事業費補助金、これを導入して不登校児童生徒支援連絡会議を開催するなど、意見交換も含めてフリースクールと民間団体と連携強化にこれまで努めてまいりました。一方で、フリースクールの運営形態や運営状況、規模、活動内容等はさまざまでありまして、他県においても多様な方法で連携や支援などが行われております。国に対する要望につきましては、先ほど課長から御答弁申し上げたとおりでございますが、フリースクールについては、その活動目的、活動内容など個々に状況を見ていく必要があると考えております。そういった意味で、必要な支援の在り方やどのような支援が可能かなど、これまでも連携しておりますが、さらなる連携の在り方なども含めて他県の動向、国の動向などもしっかり見ていく必要があるというように

考えております。

○**小林正信委員** わかりました。フリースクールとの連携、協議は非常に大事な取り組みだと思いますし、その成果としてフォーラムとか講演会の開催で、保護者が声を上げることができたというように感じてもらえたというのは本当に大きな前進だと思いますし、すばらしいものだと思います。その中で、連携会議の中で、先ほど国の取り組みとか、他県の実態も見えていくというお話をしていただきましたけれども、具体的なフリースクールの支援について、フリースクールの皆さんとどういう支援が必要なのかという議論を進めていただきたいというように思うのですけれども、その辺りの教育長の考えをお伺いして終わりたいと思います。

○**佐藤教育長** 先ほど支援連絡会議の取り組みについても委員から御紹介いただきましたが、そういったフォーラム以外にも実際に意見交換をする場の中で、困り事といいますか、経済的な支援があればというお話も確かに、あるいは情報が保護者等に実際届いていない、届きにくいというお話、そのためにどうしたらいいかということで、経済的な支援も全国的に見ますと、そういう動きも出てきておりますが、それ以外にもさまざまやるべきことはあろうかというように考えておりますので、先ほどそういった意味で多様な支援あるいは多様な連携の在り方というのは絶えず我々としても他の事例等をしっかり学びながら、どういったものややっていけるのか、やっていくべきかということについてはしっかり見ていきたい、検討していきたいというように考えております。

○**上原康樹委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回4月に予定しております閉会中の委員会であります。今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、スポーツ医・科学サポート事業についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**上原康樹委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続審査及び継続調査と決定いたしました各1件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続審査及び継続調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査については、お手元に配付しております令和7年度文教委員会調査計画（案）のとおり実施するこ

とし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上原康樹委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。